

官途案内

266
562

028862-000-8

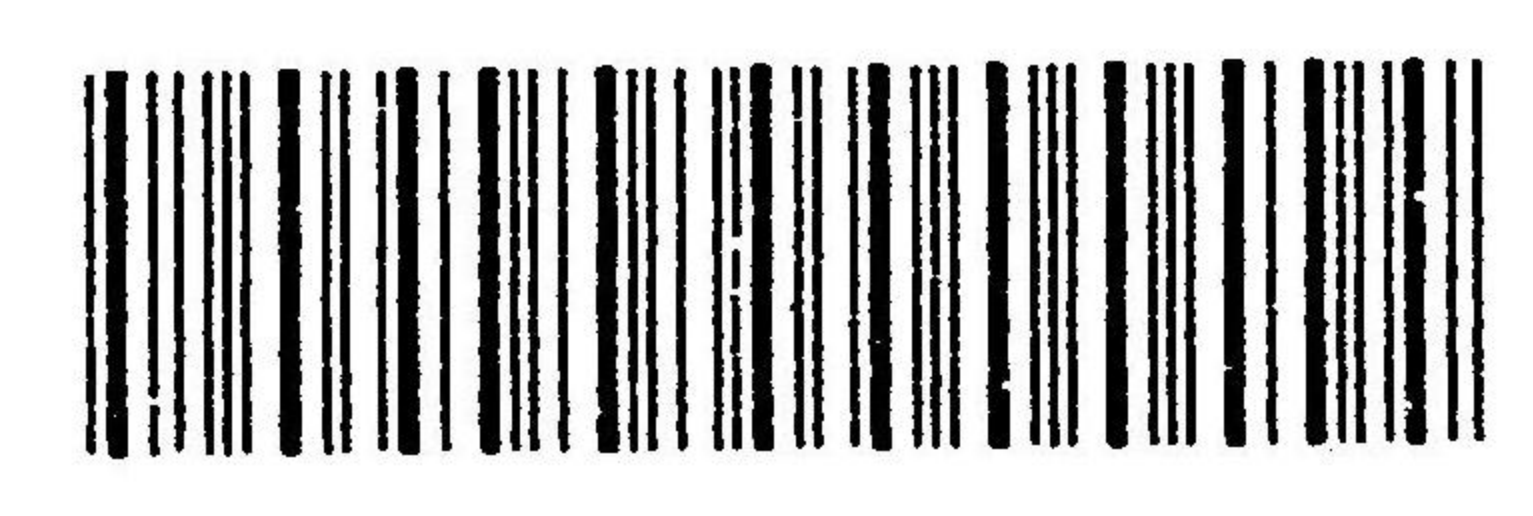
特61-495

官途案内

新橋 誠夫/著

M44

BAC-0046



特 61

495



案

内



目次

官吏、公吏及び辯護士の概念	一
官吏及び公吏の種類	七
第一 親任官	一一
第二 勅任官	一三
第三 奏任官	一七
第四 判任官	一九
官吏及び公吏の特権	二一
第一 榮譽權	二二

第二 俸給を受くる権……………二二五

第三 地位保持の権……………三二一

官吏及び公吏の責任……………三三三

官吏及び公吏の任用……………四二

第一 普通文官……………四三

第二 教官及び技術官……………五九

第三 宮内官……………六〇

第四 外交官、領事官及び書記生……………六七

第五 判事、検事……………六九

第六 執達吏……………七一

第七 巡查及び看守……………七三

第八 特別任用……………七六

第九 武官……………八〇

第十 公吏……………八四

官吏、公吏及び辯護士の試験……………八六

第一 文官試験……………八七

第二 外交官及び領事官試験……………九五

第三 書記生試験……………九九

第四 判検事試験……………一〇二

第五	裁判所書記試験	一〇九
第六	理事試験	一一一
第七	主理試験	一一四
第八	海軍軍醫、藥劑士、主計試験	一一六
第九	通信書記補試験	一一九
第十	郡長、區長試験	一二二
第十一	警部、看守長試験	一二三
第十二	宮内省判任官任用試験	一二六
第十三	巡查看守任用試験	一二八
第十四	執達吏任用試験	一三一

第十五	公證人任用試験	一三三
第十六	辯護士試験	一三五
官吏の待遇		
第一	俸給	一三七
第二	旅費、手當及び交際費	一四九
第三	恩給及び遺族扶助料	一五二

官途案内

官吏、公吏及び辯護士の概念

官吏と云ふのは任官の形式に依つて國家に對し特別の服従關係を負ふ者で限りなき國家の事務を分擔するものである。凡そ臣民は國家に對して一般に服従の義務を負ふが故に國家の意思である法律には必ず服従し又國家の生存を維持する爲めに納税の義務を負ひ兵役に就くの義務を

負擔するものは勿論であるが一般の臣民は國家の事務を分擔し國家の爲めに勞力を盡すの義務を負ふものではない然も國家と云ふのは無形のものに法律上の責任は人と云ふ關係があるが固より自ら其意思を發表し又自ら行動するに由る出来ぬ爲めに種々な機關に必要とせざるに従て其機關を充たす爲めに臣民中の或者に對し特別の義務を負はしめ其者に國家の事務を分擔せしむることを要するものである官吏は即ち其特別の服從義務者で國家に對し一般臣民以外の特別の義務を負ひ以て國家の機關を充たすの責任を有するものである

國家は必要に應じて其機關たる官吏を任用するが一般の臣民は決して官吏となるもの義務を負ふ者ではない意に反して官吏に任用せらるる事は決してないのである時に官吏となることを希望し國家が之を官吏たるに適するものと認めたる場合に限り之を任用せしむることが出来るのである然し官吏の任用を希望する者が得る増加したるは國家は其任用に付て概ね一定の資格を定め其資格を有する者の中適任者を任用することになつて居る任用の方式は親任式、勅任式、奏任式及び判任式の四種ありて官吏の地位の高下に依り其方式を異にするが官吏と稱するものは

は常に此方式に従つて任用せられたるものに限るものである。任用の方式に付ては後に述ぶることとする。然し任用の方式に依らないものでも特に官吏に准し又は官吏の待遇を受くるものもある例へば文官試補、見習小公立學校職員其他巡查看守等の如きものは或は准高等官、准判任官となり又高等官又は判任官の待遇を受くるのである。要するに官吏と稱するには一定せる任用の方式に依つて特に國家の事務を分擔するの義務を負ふことを要件とする。故に國家の事務を分擔する義務を負ふ者でも官吏とならないものが澤山ある例へば代議士其他各官廳の雇員

など是である。

官吏は一般臣民に比し特別の義務を負担し國家の爲めに其努力を盡すのであるから國家より特別の待遇を受けることが出来る例へば俸給其他の榮譽を有するが如し此等のことは後に詳しく之を述べることにする。公吏と云ふのは任官の方式に依らずして國家の事務を分擔し國家に對して特別の義務を有する者を云ふのである。例へば府縣郡市町村等の自治團體の吏員其他公證人の如き皆之に屬する國家に對して一般臣民に比して特別の義務を負ひ國家の事務を分擔するの責任あることは全く官

官吏と同様であるが官吏と公吏の異なる所は、一は任官の方式に依り任用せらるるに反し、二は任官の方式に依らずして任用せらるるものと止まるのである例へば市町村長の任用は市町村民の選挙に依るが如き其二例である然し公證人の如き公吏の任用に付ては其資格を制限し、一定の資格を有する者でなければ之を任用することが出来ないのである資格のことは後に述べる所の法律に於て詳しき其基本は辯護士と稱するのは國家が一定の資格ある者に對し訴訟事件の代理人とならば又は刑事事件の辯護人となることを許可した者である即ち特別なる法律上の智識を要する職業を營む爲めは國家より其資格を付與せられたるものである其性質は醫師の職業免許と同様である辯護士となるには固より其定の資格を要するものである特別なる法律上の智識を必要とする職業を採るものであるから先づ其法律上の智識を有すること其要件であるのである其資格殊に試験に付て前後に違ふことにするが、その表

は、**官吏及び公吏の種類**

官吏は其觀察の方面による種類を以て分類するが、其が出來る其主要なるものを擧ぐれば大略左の如くである

先づ官吏任用の形式から之を分類すれば高等官と判任官との二種になる高等官とは親任官、其他の勅任官及び委任官を謂ひ親任官以外的高等官を九等に分ち其一、二等を勅任官とし三等以下を委任官と稱するのである而して高等官は天皇陛下が直接に任命せらるゝものであるが委任官は内閣總理大臣の奏薦に因り陛下が之を任命せられ辭令書には内閣の印を鈐し内閣總理大臣か之を宣行するのである勅任官は陛下が親しく任命せらるゝもので其中親任官の辭令書には御親署の後内閣總理大臣又は首席大臣が之に副署し其他の勅任官の辭令書には御璽を鈐し内閣總理大臣之を奉行するものである判任官は陛下が直接御任命にならずして之を本屬長官に委任せられ之に因りて本屬長官が任命するものである

次に任用の資格によつて官吏を分類すれば普通任用と特別任用との二種がある普通任用と云ふは官吏に任用せらるゝ者に一定の資格を必要とするもので普通の委任文官、判檢事等之に屬して居る特別任用とは或種の官吏に限り特別の任用法を行ふもので技術官、教官、外交官、領事官、郡區長、典獄等其例である詳細は官吏の任用の部で述べる筈である官吏は其任用の方法が普通任用であ

するに特別任用であるを問はず、高等官及び判任官に限る
 所の、その他は前にも述べた通り、例へば代議士又は各官廳の
 職員、使丁の如き固より官吏ではない然し官吏に非ずし
 る官吏に准せらるるものは澤山にある例へば高等官の待
 遇を受くる文藝監督、説教又は教員の如き又判任官の待
 遇を受くる巡査、看守又は下級教員の如き即ち是である
 此等の者は普通の官吏ではないが官吏と同一の待遇を受
 け官吏に准せらるることには總て前述の通りである、因
 り官吏の職務から之を分類すれば文官と武官とは大別す

ることが出来る、文官の中にも行政官、司法官又は外交官
 等の名稱がある、又其は擔する職務の種類によつて種々に
 區別する事が出来るのである、又武官も之と同一で戦闘
 員と非戦闘員との區別によつて陸海軍將校と其相當官と
 に分類する事になつて居る
 官吏任用の形式から之を分類して其官名を擧ぐれば大略
 左の如くである

第一 親任官

一即ち親任式を以て任命せらるる官吏て其種類は餘り多

くなく、縣令大尉

- 一 内閣總理大臣
- 二 各省大臣
- 三 朝鮮總督
- 四 朝鮮副總督
- 五 拓植局總裁
- 六 鐵道院總裁
- 七 臺灣總督
- 八 關東都督
- 九 樞密院議長、副議長、顧問官
- 十 特命全權公使

十一 陸海軍大將

此外大審院長などの親補の職に在る者及び行政裁判所長官、會計検査院長は勅任官であるけれども親任官と同一の待遇を受くるのである

第三 勅任官

即ち親任官以外の勅任官で高等官一等二等の官を謂ふのである其種類は極めて多いが其重なるものを擧ぐれば左の如くである

- 一 内閣書記官長
- 二 法制局長官

官吏及び公吏の種類

三 賞勳局總裁

四 拓殖局總裁、此官は上記の如く親任官のこともあり、
其の職は、

五、鐵道院副總裁、
六、樞密院書記官長、
七、各府次官、局長、參事官、但局長參事官は奏任官
同のものがある。

八、官特命全權公使、
九、陸海軍中將、少將、
十、理事、主理は奏任官のことが多い

十一、判事、
十二、帝國大學總長、
十三、
十四、
十五、

十六、
十七、
十八、
十九、

二十、
二十一、
二十二、

二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、

十五 臺灣總督府民政長官、各局長、判官、檢察官、醫學校長 但判官以下の諸官には奏任官のものも澤山にある

十六 關東都督府民政長官、事務官、各總長、判官、檢察官 但事務官以下の諸官中には奏任官のものもある

十七 警視總監、北海道、樺太長官、事務官、各府縣知事 但事務官は奏任官の方が多い

十八 貴族院、衆議院書記官長

十九 技監、技師 但技師には奏任官の方が多い

第三 奏任官

即ち高等官九等より少尉等迄の官を謂ふので其數は非常に多い其重なるもの甚多の如くである

一 官内閣及び各省の参事官、書記官、祕書官、事務官

二 公使館書記官、領事、領事官補、領事官補

三 陸軍海軍少佐同相當官以下少尉同相當官、理事、主理

四 帝國大學教授、華文部省直轄學校長、教授、教諭

視學官、民事、刑事、學對員、學官、典獄、司書

五 判事、檢察官、典獄、監獄事務官、書記長

六 會計検査官

七 行政裁判所評定官

八 朝鮮總督府參事官、書記官、警務官、道事務官、

府尹、判事、檢事、學校長、教官、典獄、郡守

九 臺灣總督府參事官、事務官、警視、判官、檢察官、

視學官、稅務官、學校長、教官、典獄

十 關東都督府參事官、秘書官、事務官、判官、檢察

官、學校長、教官

七一 貴族院、衆議院書記官

十二 北海道、各府縣事務官、港務官、警視、島田、

郡長、師範學校長

十三 各應技師

以上の諸官中勅任官に任ぜらるるものあることは前項
に一々述べた通りである

第四 判任官

判任官は官吏の最下級で其數頗る多く到底其全部を網
羅することは出来ない只重なる官名丈けを擧ぐることに
する

一 屬

二 書記、書記補、書記生

三 警部、警部補

官吏及び公吏の種類

る

第一 榮譽權

榮譽權と云ふのは官吏が社會に對して其官名を用ひ種々なる儀式に參列し其他一定の制服を著するが如き權利で普通の人民が有することの出来ない權利を官吏は有するのである若しも普通の人民が官名を用ひ又は制服を著するときは刑罰を加へらるゝことになる

官名は其職權と職務との種類によつて各々異つて居るのて文官と武官とを合はせると殆んど何干と云ふ多數であるが上は大臣大將より下は巡查兵卒に至るまで總て皆官

名を有して居る此等の官名を有する者は如何なる人に對しても其職務を行ふ場合には各自の官名を主張することか出来る制服の着用も之と同一で文官は文官、武官は武官で孰れも一定の制服が定められてある殊に武官は總て服制主義で大將から兵卒に至るまで常に一定の制服を着することになつて居るが文官にも制服の定まつて居るものが澤山ある例へば裁判官、司獄官、警察官、稅務官、鐵道官など其重なるものである又之は平常のことであるが儀式のときには一定の大禮服があつて如何なる官吏でも之を着ることが出来る大禮服は文官でも武官でも其階

級に因つて多少の相違はあるが孰れも金色燦爛たるもの
 で一見眼を眩ます程立派である文官は平常帶劔するもの
 が多いが大禮服になると總ての文官が皆短い劔を帯ぶる
 のである。同へは武官の儀は、
 儀式のことば其場合によつて夫れ違ひはあるが勅任
 官以上の官吏は毎年三大節には宮中の御祝宴に召されて
 御陪食の榮を賜はる外種々なる儀式に參列することが出
 來る又在京高等官五等以上の官吏は春秋二回宮中で御催
 しになる觀櫻又は觀菊の御宴に召されて結構なる酒肴を
 賜はることになつて居る又其他の官吏でも奏任官は宮中

の櫻花又は菊花の拜觀を許さるゝことがある

又奏任官以上の官吏は一般に其地位に應じて位階勳章を
 賜はる初めて奏任官に任命せられたるときは正八位以上
 の位階を賜はり進々官等の進むに従つて位階も階級も又勳
 章をも賜はるのである文官でも武官でも偉勳があれば特
 別高き位階勳章を賜はる又爵位をも賜はる華族に殉せ
 りるいゝとある之れ人生榮譽の極で男子爵位は達す
 れば大聲快哉を疾呼びてゐるのである士族も官吏も
 第三 俸給を受ける權

官吏は社會の上範に位し普通人民の師表となるものであ

るから右に述べた如き種々なる榮譽權を有すると同時に其身分地位に適當なる生活を爲し又社會に對し相當なる品位を維持すべきは勿論である此必要上政府は官吏に對し一定の俸給を與へ官吏は其俸給を受くる特權を有して居るのである而して其俸給額は官吏の階級に因つて相違があつて官等の進みに従つて俸給も増加して行くのである詳細は官吏の待遇を述ぶる時に説明する等であるが大略を示せば左の如くである

親任官は年俸 五千圓より一萬二千圓まで

勅任官は年俸 三千圓より六千圓まで

奏任官は年俸 六百圓より三千圓まで

判任官は月俸 二十圓より百二十圓まで但判任官中に

は例外があつて月俸十圓位のものもある

公吏も亦一定の報酬を受くることあるは前に述べた通りである市町村の吏員でも年俸一萬圓以上のももあり又月俸十圓位のものもあるが主として市町村で自由に之を定めるのであるから其總てを茲に一言することは出來ないものである公證人の如き公吏は一私人より事件を處理する毎に報酬を受くる權利があるので取扱事件の多少に依つて其利得も同一ではないが多きは年額一萬圓以上に上

以上の金額で實際不足の生じた時には其支出額の支給を受けることが出来る其外轉任の場合には移轉料として親任官は百圓以内、勅任官は七十圓以内、奏任官は五十圓以内、判任官は三十圓以内を支給せらるゝのである

公吏も亦總て旅費其他の實費を受くることが出来る俸給の定めなき公吏と雖も旅費其他の實費を自ら負擔するはないのである然し其金額は豫め一定しありて實際支出したる金額に拘はらず之を支給するのであるが其金額は右に述べたる官吏の旅費手當と大抵同一の額である

第三 地位保持の權

官吏が誠實に其職務に盡瘁するには其地位が安全でなければならぬ何時免官せらるゝや測り難く又何時轉任、減俸せらるゝや知れざる様な境遇に在つては到底其職務を全ふすることが出来ないとは勿論であるから法律は官吏の地位を種々保障して此等の不安を防いで居る之に依り官吏は其地位を保持して行く特權を有するのである地位保持の權も官吏の種類に依り全く同一ではない通常終身官と稱する官吏は法律の保障が一層多いため其地位は益々安全である例へば判事の如き特に法律の明文を以

て刑事は刑法の宣階又は懲戒の處分が由るに非ざれば其
意に反して轉官官轉所が轉職が純職又は減俸せらるるは
止るるは規定し居る職階一般の文官に付ても略ぼ之は
同旨の保障が與ふられてある即ち武官が限分に依れば官
吏は刑法の宣告が懲戒の處分其他特別の規定ある場合に
非ざれば其官を免せらるることも亦論又官吏は其意に反し
て同等官以下に轉官せらるるは懲戒と爲ると規定し居る武
官に付ても別の規則があるとして陸軍では海軍でも將校及び
相當階級終身其官を保有し其制服を着し其官に對する禮
遇を受くると規定してあるから一生其官を失ふことはない
のである

公吏も亦其地位を保持するの權あること官吏と同一であ
る殊に地方自治團體の吏員の如き其任期の一定せる者は
其任期の満了せざる間は其地位を奪はるゝことはない又
任期の一定せざるものでも特に定めた懲戒處分に依る場
合の外濫に免職せらるゝことはないのである國家が任用
に干與する公證人の如きも亦同一で一定の原因ある場合
の外免職せらるゝことはないのである

官吏及び公吏の責任

官吏は國家の政務を分擔し各々其職務を有するので進み
ては能く法令に服從して其職を盡し退きては能く其身を
慎みて品位を辱めざるの義務を有して居る從て此義務に
背いた時には一定の責任を負はねばならぬことは勿論で
ある

官吏の責任を述ぶるに先立ちて官吏の義務を一言する必
要がある官吏の義務は之を四に分類することが出来る第
一、從順の義務第二、忠實の義務第三、品位保維の義務
第四、職務を充たす義務即ち是れて官吏が國家に對して
負擔するものである第一の從順の義務とは上官の命令に

服從する義務で上官の命令に服從するのは即ち國家の命
令に服從する所以であるから其命令は絶対に之を遵奉せ
ねばならぬのであるが若し上官の命令に對して異議があ
るときは自己の意見を述ぶることは固より差支ないので
ある然し上官の命令が其職權外にして形式上上官が其命
令を爲すの權限なきと明かなるとき又は命令を受けた官
吏が其命令事項を執行する權限のないときは官吏は其命
令に服從する義務はないのである第二の忠實の義務とは
官吏が自己の力の及ぶ限り其職務を行ひ國家の利益を圖
り又國家の利益を害することを爲すべからざる義務であ

る故に官吏は其職務に熱誠にして忠實でなければならぬ。従て官吏は自己の爲めに商業を營むことなど苟も其精力を殺ぐべき行爲は出來ないのである。又官吏は其職務上の秘密を他人に洩らすとが出来ない官吏を罷めた後でも同様である。若し職務上の秘密を洩らすときは國家の利益を害するからである。第三の品位保維の義務とは官吏は其職務の内外を問はず苟も品位を汚すべき行爲を爲さざるの義務である。前にも述べた如く官吏は國家の政務を分擔するもので人民の上範に位し其師表となるものであるから十分社會の信用と尊敬とを維持せねばならぬ。従て其職務

の内外を問はず廉耻を重んじ貪汚の行爲なく又威權を濫用せずして懇切なることを要し又浪費を慎み身分に不相當なる負債をしてはならぬことになつて居る。第四の職務を充たす義務とは官吏か其職を離れず又職務の地に居住すべき義務である。官吏は毎日一定の時間に其官廳に出頭して職務を執行すべきものであるから濫りに其任地を離れ又は闕席することは固より出來ないのである。官吏は大略以上の如き義務を有して居る。若し此義務に違反した時には一定の制裁を受けねばならぬ。通常官吏の責任と云ふのは其制裁のことを指すのである。而して官吏

の受くべき制裁は之を三に分つことが出来る第一、懲戒處分、
第二、刑罰、第三、損害賠償即ち是である

第一の懲戒處分とは國家が官吏の義務違反に對して科するもので其違反を矯正する方法である而して懲戒處分の中には其官吏を免官して官吏關係より排斥する方法と單に一時的の矯正罰を加へて將來を戒飭する方法とある官吏の義務違反が重大にして將來官吏たらしむること能はざるものに對しては懲戒處分中の最も重き免官に處し之より輕き違反者に對しては一時の矯正罰を加ふるのである其罰は官吏の種類により多少の相違あるもので普通の

文官に對しては譴責及び減俸の二種あり譴責は其義務違反の官吏に對し單に將來を戒飭するもので減俸は俸給の三分の一を減するのであるが此外判事に對しては轉所及び停職の二種がある轉所は所謂轉任の事て停職は三月以上一年以下の間職務の執行を停止せらるゝものにて其間には全く俸給を支給せられないのである又武官に對しては特別の懲戒罰が定められてある先づ陸軍武官中將校及び相當官に對しては重謹慎、輕謹慎又下士に對しては重營倉、輕營倉の方法があり海軍武官中准士官以上に對しては謹慎、下士に對しては禁足なる方法がある

第二の刑罰とは官吏の義務違反が同時に刑法上の犯罪となる場合である此場合に於ては官吏は以上に述べたる懲戒処分を受くる外刑法上の刑罰を受くべきは勿論である而して刑法中には官吏に限り適用すべき犯罪又は官吏が犯した時には普通人の犯したる時よりも重き刑罰を加ふる場合が澤山にある

第三の損害賠償とは官吏が其職權を超へた行爲を爲し之に因つて他人に損害を與へた場合に其損害を賠償すべき責任である官吏が其權限内に於て爲したる行爲は國家の行爲となる爲め縱令不當などがあつても固より損害を賠

償するの責任はないが若し權限を超へた行爲を爲したるときは其行爲は官吏の行爲でないと同時に國家の行爲とも云ふことが出來ない従て一私人が他人に損害を加へた場合と同じく其損害を賠償せねばならぬのである此賠償の問題は全く民事上の事であるから争があれば民事裁判所で之を決する外はない

公吏の責任も以上に述べた所と全く同一である即ち公吏も亦官吏と同じく國家の事務を分擔する義務を負ふ者であるから官吏と同じく國家に對して種々の義務を負ふのは勿論で之が爲め其義務に違反した場合に懲戒処分を加

へ又刑罰を加へらるゝのである其他一私人に對して損害を加へたときには之を賠償するの責任もあるのである

官吏及び公吏の任用

官吏の任用は官吏の種類によつて種々なる差異があり一定の資格を要するものと之を要せざるものとあり又其資格の中にも一定の試験に合格したることを要するものあり一定の經歷を有することを要するものあり又曾て刑事上の處罰を受けざることを要するものがある大略下に述ぶる如くである

第一 普通文官

普通文官には親任官と其他の勅任官と奏任官及び判任官の區別あることは前に述べた通りであるが任用の資格も其區別に因て種々な差異がある又特種の官吏に付ては特別の資格を要するものも甚だ多い

一 親任官

親任官と云ふのは官吏の最上級で一に陛下の御信任によつて任命せらるゝものであるから法律上に於ては一定の資格は定めてない相當の技能と才幹とを有する者の中より陛下が御任命になるのである

二 勅任文官

勅任文官は左の資格の一を有する者の中より之を任用するのである

(い) 高等官三等の奏任文官の職に在る者又は曾て在りたる者

(ろ) 滿一年以上勅任文官の職に在りたる者

(は) 勅任文官の職に在りたる者で次の三に掲ぐる奏任文官の資格ある者

(に) 滿二年以上勅任検事の職に在る者又は在りたる者

三 奏任文官

奏任文官にも亦一定の資格を要する即ち左の如くである

(い) 文官高等試験を経て其合格證書を有する者
試験の事は後に述ぶる

(ろ) 滿二年以上高等文官の職に在りたる者

(は) 滿二年以上検事の職に在る者又は在りたる者

四 判任文官

判任文官にも亦一定の資格を要する即ち左の如くである

(い) 文官普通試験を経て其合格證書を有する者
試験の事は後に述ぶる

(ろ) 文官高等試験を経て其合格證書を有する者

(は) 官立公立中學校又は文部大臣に於て之と同等
以上と認めたる官立公立學校の卒業證書を有する
者 但其學校名は下に述ぶる通りである

(に) 高等商業學校同附屬主計學校及び舊主計專修
科の卒業證書を有する者又は文部大臣の認可を經
たる學則に依り法律學、政治學又は經濟學を教授
する私立學校に於て明治二十六年十一月十日以前

に卒業證書を得たる者

(ほ) 滿二年以上文官の職に在りたる者

(へ) 滿五年以上雇員として同一官職に勤続したる
者 但此者は文官普通試験委員の銓衡によるもの
て然かも其官廳の判任文官丈けに任用することが
出来るのである

右(は)に述べた通り官公立中學校の卒業生は試験を
受けることなく判任文官に任用せらるゝ資格を持つ
て居るのであるが文部大臣が中學校と同等以上の學
力ありと認められた學校の卒業生も之と同一の資格があ

る之に付て文部大臣の指定した學校は澤山あるが大略左の如くである

學習院中等學校及び元尋常中學校

學習院高等科

臺灣總督府國語學校師範部甲科中學部

臺灣總督府警察官及び司獄官練習所 但乙科生を除く

臺灣總督府中學校

元陸軍幼年學校

陸軍中央幼年學校

元司法省法學校豫科

元東京大學豫備門

元師範學校

元東京英語學校

元外國語學校

元東京職工學校 但速成科及び選科を除く

農科大學元豫科乙科

元高等中學校豫科

高等商業學校

東京工業學校 但選科、徒弟學校講習所を除く

札幌農學校

元第三高等中學校法學部

元高等中學校醫學部

高等學校大學豫科

醫學專門學校

大阪工業學校

元工部大學校專門科

東京外國語學校正科

東京美術學校正科

工業教員養成所本科

農科大學實科

官吏及び公吏の任用

- 元駒場農學校別科
- 元東京農林學校
- 水産講習所 但現業科を除く
- 元師範學校高等師範學校
- 元中學校高等中學校
- 府縣師範學校
- 元函館商業學校
- 函館中學校元商業專修科
- 北海道廳立函館商業學校本科
- 北海道廳立函館商船學校 但專修科を除く
- 北海道廳立小樽水産學校
- 東京府立染織學校 但別科生を除く
- 東京府立工藝學校 但選科を除く
- 京都府立農林學校
- 京都市立美術工藝學校
- 京都市立染織學校

- 京都市立商業學校本科
- 大阪府立農學校
- 大阪府立大阪高等商業學校
- 大阪府立大阪工業學校
- 神奈川縣立農業學校
- 横濱市本町外十三町立横濱商業學校
- 元神奈川縣中郡立農業學校
- 兵庫縣立神戸商業學校
- 兵庫縣立農學校
- 兵庫縣立蠶業學校
- 兵庫縣立工業學校
- 長崎縣立農學校
- 長崎市立長崎商業學校本科
- 新潟縣立商業學校
- 新潟縣立加茂農林學校
- 新潟縣立村松工業學校

官吏及び公吏の任用

- 新潟縣立高田農學校
- 新潟縣立十日町染織學校
- 新潟縣元高田中學校高等中學校
- 埼玉縣立熊谷農學校
- 埼玉縣秩父郡立農業學校
- 群馬縣立織物學校
- 群馬縣立農業學校
- 千葉縣立茂原農學校
- 茨城縣立農學校
- 茨城縣立商業學校
- 栃木縣立工業學校本科
- 栃木縣立中學校元農業專修科
- 栃木縣立農學校本科
- 栃木縣下都賀郡立栃木農學校
- 奈良縣立工業學校
- 奈良縣立農林學校

- 三重縣立工業學校
- 三重縣立四日市商業學校
- 三重縣立農林學校
- 愛知縣立農林學校
- 愛知縣立工業學校
- 愛知縣市立名古屋商業學校
- 靜岡縣立農學校本科
- 靜岡縣濱名郡立蠶業學校
- 靜岡縣市立靜岡商業學校
- 靜岡縣沼津町立沼津商業學校本科 但乙種商業科を除く
- 靜岡縣濱松町立濱松商業學校 但同上
- 山梨縣立農林學校
- 山梨縣立工業學校本科
- 山梨縣郡立山梨蠶業學校 但別科及び特別科を除く
- 山梨縣市立甲府商業學校 但速成科を除く
- 滋賀縣立八幡商業學校

官吏及び公吏の任用

滋賀縣立長濱農學校本科
 滋賀縣立水口農林學校
 岐阜縣立農林學校
 岐阜縣立岐阜商業學校
 長野縣立上伊那甲種農業學校正科
 長野縣立甲種木曾山林學校
 長野小縣甲種蠶業學校
 長野縣立長野市立甲種商業學校
 宮城縣立農學校
 宮城縣立水產學校
 宮城縣立立仙臺商業學校本科
 宮城縣立遠田郡甲種農學校 但別科を除く
 福島縣立蠶業學校本科
 福島縣立工業學校染織科 但別科を除く
 巖手縣立農學校
 巖手縣立工業學校

巖手縣立水產學校
 青森縣立畜産學校
 青森縣立南津輕郡立農學校
 山形縣立工業學校
 山形縣立村山農學校
 山形縣立庄内農學校
 山形縣立置賜農學校
 秋田縣立秋田農業學校
 秋田縣立秋田工業學校 但別科を除く
 福井縣立福井農學校本科補習科
 福井縣立小濱水産學校
 福井縣立敦賀町立商業學校
 石川縣立農學校
 石川縣立金澤商業學校
 富山縣立農學校
 富山縣立工業學校

官定及び公吏の任用

富山縣立瀝業學校
富山縣市立富山商業學校
富山縣市立高岡商業學校
和歌山縣立農林學校
和歌山縣市立和歌山商業學校
鳥取縣立農學校
島根縣立農林學校
島根縣立商業學校
島根縣立水産學校
岡山縣立農學校
岡山縣立商業學校
岡山縣立工業學校
岡山縣勝田郡英田郡組合立農林學校
廣島縣立尾道商業學校
廣島縣立廣島商業學校
廣島縣立商船學校 但專修科を除く

廣島縣立職工學校
山口縣立農學校
山口縣立工學學校
山口縣市立下關商業學校
德島縣立工業學校 但別科を除く
德島縣立農學校 但同上
德島縣三奴郡立三奴農林學校
德島縣板野郡立豐樂學校
香川縣立商業學校
香川縣立工藝學校 但別科撰科を除く
香川縣立栗島航海學校
香川縣立農林學校
香川縣市立高松商業學校
愛媛縣立農學校 但別科を除く
愛媛縣立松山商業學校
愛媛縣八幡濱商業學校

官吏及び公吏の任用

- 愛媛縣立弓削商船學校
- 愛媛縣宇摩郡立農林學校
- 高知縣立農林學校
- 高知縣立高知商業學校本科
- 福岡縣立福岡農學校
- 福岡縣立福岡工學學校
- 福岡縣立小倉工業學校
- 福岡縣市立久留米商業學校本科
- 福岡縣市立福岡商業學校甲種商業科本科
- 大分縣立農學校本科
- 大分縣立農林學校 但養蠶別科を除く
- 佐賀縣立佐賀農學校
- 佐賀縣立有田工業學校
- 佐賀縣立商船工業學校
- 熊本縣立工業學校
- 熊本縣立熊本農業學校

- 熊本縣立阿蘇農業學校 但別科を除く
- 熊本縣立商業學校本科
- 熊本縣立球摩商業學校
- 宮崎縣立農學校
- 宮崎縣兒湯郡立農業學校
- 鹿兒島縣鹿屋農學校本科
- 鹿兒島縣立大島農學校
- 鹿兒島縣市立鹿兒島商業學校本科
- 沖繩縣國頭郡各村組合立農學校
- 沖繩縣中頭郡各村組合立農學校
- 沖繩縣那覇區立那覇商業學校

第二 教官及び技術官

教官、技術官其他特別の學術技能を要する行政官の任用に付ては上述の資格を要せないのである斯る官吏を任用

官吏及び公吏の任用

するに付ては高等官は文官高等試験委員の銓衡により判
任官は文官普通試験委員の銓衡によつて直ちに任用する
ことが出来るのである然し此銓衡によつて任用せられた
る者は更に文官試験を経なければ他の普通文官に任せら
るゝことの出来ないのは勿論である

第三 宮内官

宮内官の任用に付ては普通文官の任用と同一でない即ち
左の如き資格を要するのである

一 宮内勅任官

宮内勅任官となるには左の資格の一を有することを

要する

(イ) 満二年以上高等官三等の宮内官又は文官の職
に在る者又は在りたる者 但特別の任用規定に依
り在職する者及び在職したる者並に教官技術官の
在職年数を除く

(ロ) 満一年以上宮内勅任官又宮内文官の職に在り
し者 但同上

(ハ) 宮内勅任官又は勅任文官の職に在りたる者に
して次に掲ぐる宮内奏任官たるの資格ある者

二 宮内奏任官

官吏及び公吏の任用

宮内奏任官となるには左の資格の一を要する

(い) 文官高等試験を経て其合格證書を有する者

(ろ) 帝國大學法科大學又は學習院舊大學科の卒業證書を有する者

(は) 滿二年以上宮内奏任官又は奏任文官の職に在りたる者 但前項(い)の但書と同様

三 宮内判任官

宮内判任官となるには左の資格の一を要するのである

(い) 文官普通試験を経て其合格證書を有する者

(ろ) 文官高等試験を経て其合格證書を有する者

(は) 學習院中等學科中學校又は宮内大臣に於て之と同等若しくは同等以上と認めたる學校の卒業證書を有する者 (宮内大臣の指定したる學校名は普通の判任文官任用の資格に付て文部大臣の指定した學校と同一である)

(に) 専門學校令に因り法律學政治學行政學又は經濟學を教授する私立學校に於て三箇年の課程を履修し其卒業證書を有する者

(ほ) 滿二年以上宮内官又は文官の職に在りたる者

但前項二の(は)但書と同様

以上に述べた宮内官の任用資格に付ても亦多少の例外がある之を擧ぐれば左の如くである

- 一 親任式を以て任用する宮内官に付ては一に陛下の御信任如何に依るもので別段の資格を要するものではない此點は普通文官の親任官と同様である
- 二 左に掲ぐる宮内官は宮内官審査委員の銓衡に依つて之を任用することを得るもので特別の資格を要せぬのである

宮内省翻譯官

侍従及び次侍従

式部官及び式部職掌典部樂部職員

圖書寮編修官

侍醫寮職員

主膳長及び主膳

陵墓守長及び陵墓名譽守部

内舍人及び主殿寮警察部職員

車馬監關馬師馬醫師及び馬醫

主獵官獵場監守長獵場名譽監守及び鷹師

東宮侍従

官吏及び公吏の任用

東宮侍講及び東宮内舍人

皇族附職員

御歌所職員

博物館部長、次長

教官及び技師官

三 帝國大學農科大學林學科又は舊東京農林學校林學部本科卒業證書を有し滿三年以上高等官の職に在り又は在りし者は帝國林野管理局主事又は主事補に任用することが出来る

四 滿五年以上帝國林野管理局屬を勤續し現に判任官

二等以上の職に在る者は宮内官考査委員の銓衡を経て帝室林野管理局主事官に任用することが出来る

五 滿五年以上雇員として宮内各部局に勤續したる者は宮内官考査委員の銓衡を経て其部局に在勤すべき判任官に任用することが出来るのである

第四 外交官、領事官及び書記生

外交官、領事官及び書記生に任用せらるゝには左の資格あることを要するのである

- 一 外交官、領事官となるには左の資格の一を要する
- (5) 外交官及び領事官試験に合格し外交官補又は

領事官補として外國に在勤したる者、但試験に關
することは後に述ぶる

(ろ) 滿一年以上外務省高等官の職に在る者

(は) 滿二年以上公使館一等通譯官及び二等通譯官
の職に在る者

但將命全權公使及び辨理公使の任用に付ては右(い)

(る)(は)の資格は必要でないのである

二 公使館又は領事館の書記生となるにも亦其試験に
合格したる者なることを要するのである然し在職滿一
年以上の判任官は試験に合格せざる者にてても公使館

又は領事館の書記生に任用する事が出来るのである

第五 判事、検事

判事及び検事の任用に付ても普通文官の任用資格と異り
特別の資格が規定されて居る即ち左に掲ぐる資格の一を
有する者でなければ判事又は検事に任用せらるることが
出来ないのである

一 第一回及び第二回の競争試験に合格したる者、即
ち第一回試験に合格したる後司法官試補となりて一
定の期間實務を修習し第二回試験に應じて合格した
る者なることを要するのである、但帝國大學法科大

學法律科の卒業生は第一回試験だけは免除せらるゝのである

- 二 三年以上帝國大學法科教授若しくは辯護士たる者
- 三 大審院の判事たるには十年間、控訴院の判事たるには五年間判事、辯護士又は法科大學教授の職に在りたることを要する

以上の資格ある者でも左に掲ぐる事由のある者は判事又は検事に任用せらるゝことが出来ない

- 一 重罪を犯したる者 但國事犯にして復権したる者は此限に在らず

- 二 定役に服すべき輕罪を犯したる者
- 三 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

第六 執達吏

執達吏も亦一の官吏であることは前にも述べた通りであるが其任用の資格に付ては多少一般の文官任用と其趣を異にして居る大略左の如くである

執達吏に任せらるゝには左の諸件を具備することを必要とする

- 一 年齢滿二十五歳以上にして身體健全、品行方正なること

二 陸海軍の現役を終へ又は之を免せられ家計の整理したること

三 試験に及第したること 試験のことは後に之を述べざる者であるが左に掲ぐる者は試験を要せずして直に執達吏に任用せらるゝことが出来る

(イ) 中學校又は之と同等なる官立府縣立學校を卒業したる者

(ロ) 裁判所書記の登用試験に及第したる者

(ハ) 現に判任官以上の職を奉じ又は曾て奉じたる者

(ニ) 陸軍下士にして文官奉職を請願し得る者

以上の資格を有する者でも左に掲ぐる者は執達吏に任ぜらるゝことが出来ないのである

一 重罪を犯したる者 但國事犯にして復權したる者は此限でない

二 定役に服すべき輕罪を犯したる者

三 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

四 懲戒の處分に由り免職せられたる者

第七 巡查及び看守

巡查及び看守は判任官を以て待遇せらるゝ官吏であるが

其任用の資格に付ては多少一般の文官任用と異なる點がある

巡査及び看守となるには一定の試験を受けて合格したるを要するのであるが左に掲ぐる資格ある者は試験を受けずして巡査又は看守に任用せらるゝことが出来るのである

- 一 曾て判任官の職を奉したる者及び文官任用令に依り判任文官となる資格を有する者
- 二 巡査又は看守の精勤證書を有する者
- 三 現役満期となり下士適任證書を有する者

右の資格を有する者及び試験に合格したる者でも左の條項に該当する者は巡査又は看守となることは出来ないのである

- 一 未成年者及び年齢四十五歳以上の者 但曾て警部看守長又は巡査、看守を奉職した者は年齢五十歳以上で差支がない
- 二 重罪の刑又は懲役の刑に處せられ若くは同上の刑に處せらるべき罪を犯し單に監視に附せられたる者及び禁錮の刑に處せられ満期後五年を経過せざる者
- 三 免官又は免職の處分を受け滿二年を経過せざる者

四 身分不相應の負債ある者又は家資分散の宣告を受け未だ復権を得ざる者

五 酒癖ある者又は暴行の癖ある者

巡査の任用は警視廳及び各府縣に於て之を行ひ看守の任用は各監獄に於て之を行ふのであるから志願者は其筋へ願出づればよいのである尙巡査及び看守試験のことは後に至りて之を述べる

第八 特別任用

特別任用とは以上に述べた試験を経ざる者を文官試験委員の銓衡に依つて高等官又は判任官に任用することを謂

ふのである斯る特別任用に依つて官吏となつた者は當然他の官吏に轉官することは勿論出來ないのである

特別任用は文官試験委員の銓衡に依つて其官吏に任用するに足るや否やを決するのであるが現に國家の事務に従事せる者を優遇する方法であるから高等官に採用するには一定の年限間判任官として在職し又判任官に採用するには一定の年限間雇員として在職し十分其事務に熟練せることを要するのである而して特別任用は全く官吏任用の例外であつて特別の規定がなければ固より此方法に依ることは出來ないが其特別規定が非常に濶曲あつて特別

任用に依る官吏の數も夥しく多いのである其重なるものを舉ぐれば左の如くである

- 一 鐵道官吏
- 二 馬政官吏
- 三 領事官、貿易事務官
- 四 通譯官、通譯生
- 五 港務官、港吏
- 六 稅關事務官補、稅關監守、稅關監視官
- 七 稅務監督官補、稅務官
- 八 專賣局主事、主事補

- 九 陸海軍監獄長、看守
- 十 裁判所書記長
- 十一 典獄、看守長
- 十二 監獄事務官
- 十三 府縣師範學校長
- 十四 帝國大學事務官、司書官、司書
- 十五 文部省直轄學校長、生徒監
- 十六 視學官、視學
- 十七 帝國圖書館長、司書官、司書
- 十八 林務官

十九 警視廳、北海道廳、府縣、稅務監督局、稅務署、
及び專賣局の判任官にして月俸二十圓未滿の者

二十 郡區長、北海道廳支廳長、樺太支廳長

二十一 府縣事務官補

二十二 警視、警部、消防士、警部補

二十三 郵便官署の書記及び書記補

三十四 其他朝鮮、臺灣の各官吏

第九 武官

武官の任用に付ては陸軍でも海軍でも皆一定の規則があ
つて其規則に依らなければ任用することが出来ないこと

になつて居る従て普通文官の様に特別任用と云ふものは
譯出ないのである先づ一般任用の資格を述べると大略左
の如くである

一 將校

將校は陸軍でも海軍でも略ぼ同様であるが先づ陸軍
には士官學校海軍では兵學校又は機關學校を卒業し
た者でなければ少尉になることが出来ない少尉から
段々進んで行かなければ大將にはなれないのである
文官の様に初めから親任官や勅任官になることは出来
ない高等官の末席である少尉から親任官の大將に至

るまで澤山の階級はあるが是非共此階級を躰まなければ補議でも大將はなる譯には行かぬのである

二 將校相當官

將校相當官と云ふのは純粹の武官ではないが武官たる將校と同一の待遇を受ける軍屬の官吏を謂ふのである例へば軍醫、主計藥劑官、獸醫など皆之れて此等の官吏も亦少尉から大將に至るまでの武官と同一の階級があつて全く武官と同一の待遇を受けるのである

將校相當官の任用に付ては武官と同一でない陸軍にも海軍にも夫れ々々専門の學校があつて其學校を卒業すれば直に任用せらるゝのであるが醫科大學、專門學校を卒業した者は無試験で軍醫又は藥劑官になることが出来る又法科大學、商業學校等々卒業した者は無試験で主計官になることが出来るのである

三 准士官、下士

准士官又は下士は兵卒から任用するので他人が之になることは出来ない永年軍隊に居て成績の好い兵卒を滿期後下士に採用するので追々進んで准士官となるのであるが戦時に於ては澤山士官になつた例もある

る

第十 公吏

公吏の任用に付ても國家の干與する場合に於ては一定の資格を要するものあり又國家の干與せざる場合に於ては其選舉せらるゝ者の資格に一定の制限あるものあり即ち公證人の如き國家が其任用に干與する場合に於ては官吏の任用と同じく一定の試験を経るを要件とし市町村住民の選舉に因る市町村吏員には一定の納税を爲し又一定の期間其市町村内に居住することを要件とするものありて固より一定して居ないのである以下公證人の任用資格に

付て一言しやうと思ふ

公證人となるには左の資格を要するのである

- 一 一定の試験に合格したる後公證人見習として實地修習を爲したること但左に掲ぐる者は試験及び修習の必要なく直に公證人に任ぜらるゝことを得るのである

(イ) 三年以上帝國大學法科教授若しくは辯護士たる

者

且辯護士となる資格に付ては後に述べる筈である

このる

(ろ) 判検事登用第一回試験に及第したる後一年六月以上司法官試補として實地修習を爲し更に第二回試験に及第したる者

但帝國大學法科卒業生は第一回試験を経ずして司法官試補となることが出来るのである

二 帝國臣民にして成年以上の男子なること
公證人試験に付ては後に之を詳述する筈であるから茲には之を省略する

官吏公吏及び辯護士の試験

前に述べた通り官吏になるには一定の試験を受けて合格したことを要する試験に合格しない者でも特別任用で官吏になる場合はあるが之は特別のこととて原則としては試験に合格しなければならぬのである以下少しく試験のことを述べやうと思ふ

第一 文官試験

文官試験には文官高等試験と文官普通試験との二種あつて高等官になるには高等試験、判任官になるには普通試験を受けなければならぬ

一 文官高等試験

官吏公吏及び辯護士の試験

文官高等試験は毎年一回東京で行ふことになつて居るが此試験は左の資格を有するものでなければ受けることは出来ない

(い) 中學校を卒業したる者

(ろ) 専門學校令に基き一般の専門學校入學に關し試験檢定合格證書を有し又は無試験檢定を受くる資格を有する者

(は) 中學校卒業以上の學力を以て入學程度とする官立公立學校に入學したる者又は其豫備科を卒業したる者

(に) 文官高等試験委員に於て普通教育に關し中學校と同等以上と認むる外國の學校を卒業したる者以上の資格ある者が文官高等試験に應ずるときは豫備試験と本試験とを行ふのであるが豫備試験には論文試験と外國語試験とあり本試験には筆記試験と口述試験とがある豫備試験の論文試験は毎年初夏に其問題が發表され之に依て論文を作つて差出すのである又豫備試験の外國語は英語、佛語又は獨語の中受験者が豫め一種を選択して届出るので其選擇したる外國語に於て試験するのである但此二つの豫備試

驗は帝國大學の法科を卒業した者は免除されるのである

本試験の筆記試験は左の科目に付て行はるゝのである

(い) 憲法、刑法、民法、行政法、經濟學、國際法
 (ろ) 財政學、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法
 但(い)の科目は試験の際選擇取捨することは出来ぬ
 が(ろ)の科目は其一科目丈けを受験者が選擇するのである

文官高等試験の受験料は十圓て其收入印紙を願書へ

貼附して納めるのである

二 文官普通試験

文官普通試験は各官廳の必要に應じて隨時之を行ふのであるから其時期は固より一定して居ない試験のあるときは官報其他新聞紙で公告されるのである又試験科目も一定して居ない各官廳の必要に應じて定めるのであるが凡そ中學校卒業の程度で試験するのである之れまでの例に依ると普通學の外に法律の大略を試験することになつて居る

受験者の資格に付ても何等の制限がないから誰でも

之れに應ずることが出来るのである試験料は二圓で
矢張り試験願書へ收入印紙を貼附して納めるのであ
る

文官普通試験の科目は各官廳に於て必要に應じて定
めること上述の如くであるが外務省と大藏省とは其
科目が一定して居る之に依ると外務省の文官普通試
験の科目は左の如くである

- (イ) 作文 假名交り文、往復文
- (ロ) 外國語 解釋、會話、但英、佛、獨の内一
種を選択することが出来る

- (ハ) 口述要領筆記 邦文
 - (ニ) 筆跡 楷、行、草書
 - (ホ) 地理 本邦及び外國
 - (ヘ) 數學 加、減、乘、除、分數、比例
 - (ト) 簿記 官用簿記
 - (チ) 會計法及び規則
 - (リ) 公使館領事館費用條例
- 右の内(ち)(り)だけは口述試験を科せらるゝのであ
る

大藏省の文官普通試験科目は左の如くであるが試験

此試験は必要に應じ外務省で行ふので必しも毎年行ふことにはなつて居ないが之れまでの實例に依れば大抵毎年一回宛舉行せらるゝ様である試験のあるときには外務省で官報に公告するから夫れに依つて願書を出せばよい矢張り試験料は十圓で収入印紙を願書に貼附して納めるのである

受験者の資格も一定して居ないが此試験を受け様とする人は願書に履歴書と論文及び之を英文、佛文又は獨逸文に翻譯したものを添へて出すので試験委員が之を見て試験を受ける力があるものと認めたる者丈けを呼び出すこと

になつて居る従て此呼出がなければ試験を受ける資格がない譯になる

試験科目は第一次試験と第二次試験とに依つて差異がある第一次試験は左の科目で試験をするので之に合格した者でなければ第二次試験を受けることが出来ないのである

一 作文 邦文並に外國文

二 外國語 但願書に添へて出したる譯文に用ひた外

國語

三 公文摘要 邦文

官吏公吏及び辯護士の試験

四 口述要領筆記 邦文

此外體格検査がある

第二次試験には筆記試験と口述試験との二通りあつて筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受けることが出来ない第二次試験の科目は左の如くである

- 一 憲法、國際公法、國際私法、經濟學
- 二 行政法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、財政學、商業學、外交史、商業史

以上の内一の方は全部試験せらるゝが二の方は此内受験者が豫め二科目丈け選擇して其科目を試験せらるゝ

のである

第三 書記生試験

書記生試験と云ふのは公使館又は領事館の書記生となるに必要な試験で此試験に合格すれば矢張り外國へ行つて我帝國の公使館又は領事館に勤務することになる

此試験も外務省で舉行するのであるが毎年舉行するとは定まつて居ない必要のあるときに行ふので其期日は官報で公告されるのである其公告に依つて願書を差出すのであるが試験料として二圓の收入印紙を願書に貼附して納めるのである

受験資格としては中學校以上の學校を卒業した者に限ることになつて居る此資格がなければ出願することが出来ないのである又此資格のある者が出願するには自己の履歴書の英譯文又は佛譯文と醫師の體格検査證明書とを願書に添へて出すので試験委員が之を見て試験を受ける力があるかを定め其力があると認めたる者だけを試験に呼出すのである

試験科目は第一次試験と第二次試験とに依つて違ひがある第一次試験に合格した者でなければ第二次試験を受けることは出来ない第一次試験の科目は左の通りである

一 往復文 邦文並に英文又は佛文

二 外國語 英語又は佛語

第二次試験の科目は左の如くであるが此科目中一科目だけは口述試験を行ふのである

一 歴史 本邦及び外國近世史

二 地理 本邦及び外國地理

三 法學通論

四 算術

五 會計法、會計規則及び在外公館費用條例

六 國際公法、國際私法、經濟學、統計の内受験者の

選擇した一科目

第四 判檢事試験

判檢事試験は判事又は檢事に任用するに付て必要な試験で第一回試験第二回試験の二種ある第一回試験に合格した者は司法官試補となり一年六月以上三年以内實地の習修を経て更に第二回試験に合格した上で初めて判事又は檢事に任用せらるゝのである而して其試験委員には司法省高等官と判事又は檢事とがなるのである

一 受験資格

判事檢事登用試験を受くる者は成年以上の男子で且

左の資格を有する者に限る

(S) 官立學校及び専門學校令に依る公立又は私立の學校(別科を除く)に於て三學年以上法律學科を修め卒業證書を有する者

(ろ) 司法大臣に於て指定したる公立又は私立の學校に於て三學年以上法律學科を修め卒業證書を有する者但明治四十年七月三十一日以前に卒業したる者に限る

(は) 司法大臣に於て相當と認めたる外國の大學校又は之と同等なる學校に於て法律科を修め卒業證

書を有する者

二 第一回試験

第一回試験は毎年一回司法省に於て之を行ふのである其期日は毎年官報で公告するのであるが大抵九月過ぎである又帝國大學の法科大學法律科を卒業した者は第一回試験を免除せられ直に司法官試補になることが出来る之は前に述べた通りである

第一回試験を受けんとする者は試験料十圓を納めねばならぬ之れは試験願書に収入印紙を貼附して納めるのである願書には履歴書と身分年齢及び兵役に關

する證明書と受験資格の證明書とを添へるのである

第一回試験に豫備試験と本試験との二種がある豫備試験は受験者が本試験を受けるに相當なる普通の學識を有するや否やを試験し本試験は専門の學識を試験するのを目的とするのである而して其科目は左の如くである此外體格検査の試験もある

(5) 豫備試験

豫備試験の科目は論文と外國語の二科目である論文は法律に關係のない普通の文題が出る例になつて居る外國語の試験は英語、佛語及び獨語の中に

就き受験者が一科目を選ぶのである但外國語試験は明治四十七年以降行はるゝことになつて居る

(ろ) 本試験

本試験には筆記試験と口述試験の二種がある豫備試験に合格した者を呼出して本試験を爲すのであるが筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受くることが出来ない

本試験の筆記試験は憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、國際私法の九科目に付て之を行ひ口述試験は民法、商

法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の中少くとも

三科目に就て之を行ふのである

以上の試験に合格し尙體格検査に合格した者が初めて司法官試補に任命せられ各裁判所へ配付せらるゝのである

三 第二回試験

第二回試験は前述へた通り第一回試験に合格した者又は帝國大學の法科大學法律科を卒業した者が司法官試補となり一年半以上三年以内實地修習を経た者でなければ受けることが出来ないので此試験は受験者

が實務に習熟したるや否やを試験するのを目的とするのである従て其試験の時期は豫め一定して居らぬが毎年二三回宛司法省で行ふことになつて居る第二回試験にも筆記試験と口述試験との二種があり其科目は第一回試験の本試験と同一である只筆記試験の方法は實際上に生じた民事及び刑事事件の記録に就き受験者が一定の時間内に判決案を起草するのである口述試験は第一回試験の時と同一である第二回試験に合格すると判事又は検事に任用せらるゝのであるが若し落第したときは更に六個月間修習

をした上で再び第二回試験を受けることが出来る再度の試験に又落第すると試補を免ぜらるゝのである

第五 裁判所書記試験

裁判所書記登用試験は即ち裁判所書記となるに必要な試験である此試験に及第したる者は直に裁判所書記見習を命ぜられ實地修習を爲したる上書記に任ぜらるゝのであるが現今では實地修習を省略して直ちに書記に任用せらるゝ例になつて居る

此試験は矢張り必要に應じて行はるゝので其時期は固よ

も一定して居ない裁判所書記に缺員を生じ補缺の必要あるときは各控訴院又は地方裁判所で随時其試験を行ふのである其日時場所などは其都度官報で公告とする受験者の資格に付ては別段の制限はないから其公告に従ひ誰れでも出願することが出来るが矢張り試験料として二圓の収入印紙を願書に貼附することを要するのである

又此試験は筆記試験と口述試験との二様あつて筆記試験に及第した者でなければ口述試験を受けることは出来ない筆記試験の科目は作文、筆寫、書取、算術、簿記の外民法、商法、刑法、民事訴訟法及び外國語の中試験委員が

其科目を定めて公告するのである口述試験の科目も此内で定めるのであるが大抵法律問題である又普通學の試験の程度は中學校卒業程度であることは文官普通試験と同である

以上の試験に及第した者は其及第證書を授與せられ全國中各裁判所の書記になる資格を取得するのである

第六 理事試験

理事と云ふのは陸軍の裁判官で軍人軍屬の犯罪を處理する官職である無論高等官で勅任理事と奏任理事との二種あることは前に述べた通りである此試験は理事の登用試

験て此試験に合格した者は直ちに理事試補に任用せられ
 實地の修習を経たる上實務修習試験を受け合格すれば直
 に理事に任用せらるゝのである普通の判檢事登用試験と
 大同小異である

理事登用試験は毎年行はるゝ譯ではない必要のある場合
 に陸軍省で舉行するので其期日場所等は其都度官報で公
 告せらるゝのである受験者は其公告に従ひ志願書を出せ
 ばよいのであるが矢張り試験料として十圓の収入印紙を
 志願書に貼附して納めるのである又受験者の資格には一
 定の制限があるが之れは第四に述べた判事檢事登用試験

の資格と同一であるから茲には之を省略する

此試験にも筆記試験と口述試験とある筆記試験の科目は
 刑法、陸軍刑法、刑事訴訟法、陸軍治罪法、民法、憲法、
 行政法、國際法の八科目である口述試験は筆記試験に合
 格した者が受けるので其科目は筆記試験の科目中三科目
 以上に付て行はるゝのである

以上の試験に合格した者は上述の如く理事試補に任用せ
 られ實地に就て修習するのであるが其實習の終りたる者
 は更に實務修習試験を受けるのである此の試験は時々行
 はるゝので其期日場所は陸軍大臣之を定むるのである此

の試験にも筆記とは違との二様あるが筆記試験は實際の訴訟記録に付き判決案を草して差出すのである又口述試験は陸軍刑法、陸軍治罪法、刑法、民法、戒嚴令、徵發令、陸軍懲罰令、陸軍監獄條例、其他陸軍軍制大略、國際法等少くも三科目に就き之を行ふのである此の試験に合格するときは理事に任用せらるゝこと前に述べた通りである

第七 主理試験

主理は海軍の裁判官で海軍の軍人軍屬の犯罪を處理する官職である即ち陸軍の理事に相對するもので詳細は理事

に付て述べたと同一である

主理試験にも試験登用試験と實務修習試験との二様あるが試験登用試験に合格した者は主理試験に採用され海軍省又は海軍軍法會議に屬して實務を修習した上更に實務修習試験を受けて合格すれば主理に任用せらるゝのである

主理試験は海軍省で行ふのであるが之も毎年行はるゝものではない隨時必要に應じて行はるゝので其都度官報で詳細な公告がある矢張り試験料は十圓で收入印紙を願書に貼附して納めるのである

受験者の資格に付ては普通の判検事登用試験と全く同一である又試験に筆記試験と口述試験との二様あること其の實務試験の方法等は前に述べた理事試験と同一であるから茲には之れを省略する只だ試験科目は試補試験の方は憲法、刑法、海軍刑法、刑事訴訟法、海軍治罪法、民法、國際公法、國際私法の八科目で實務修習試験は海軍刑法、海軍治罪法、刑法、民法、戒嚴令、徵發令、海軍懲罰令、國際公法、國際私法中て行はるゝことになつて居る

第八 海軍軍醫、藥劑士、主計試験

海軍軍醫候補生、藥劑士候補生及び主計候補生の採用試験で此試験は時々海軍省で行はるゝのである此試験に合格した者は初め候補生となり追々累進して軍醫、藥劑士又は主計として榮達の途が十分に開かれて居る此試験の時期も一定して居ない必要に應じて隨時行はるゝのであるが受験者の資格にも制限がなく又試験料も要せざる點は他の高等試験に比して頗る寛大である試験の科目は大略左の通りである

一 海軍少軍醫候補生採用試験科目

(5) 學說 藥物學、內科學、外科學、眼科學、

衛生學

(ろ) 實地 局處解剖學、組織學、内科、外科

(は) 外國語學 歐文和譯

二 海軍少藥劑士候補生採用試験科目

(い) 學說 化學、藥用植物學、生藥學、製藥化

學、裁判化學

(ろ) 實地 分析術、藥品鑑定、衛生試験法、製

藥化學、調劑術

(は) 外國語 歐文和譯

三 海軍少主計候補生採用試験科目

憲法、民法但第一編乃至第三編、行政法、財政學、
經濟學、國際公法、外國語但英佛獨の内

此試験は筆記試験と口述試験の二様ある口述試験は
筆記試験に合格した者に就き之を行ふのである

第九 通信書記補試験

逓信省管内の郵便、鐵道等の諸官署の通信書記補に採用
する試験で其試験の期日などは固より一定して居ないが
多數の人員を要することゝて缺員も常に多いので此の試
験は屢々行はるゝ例になつて居る此試験に合格すれば直
ちに書記補に採用せられ精勤者は進々進んで澤山の俸給

を取る様になるのである書記補と云ふのは無論判任官である

書記補試験の期日は時々官報で公告になるから之に従て願書を出せばよいのであるが試験料として五十銭の収入印紙を願書へ貼附して納めることを要する又此試験は十六歳以上三十五歳以下の男子なれば誰でも受けることが出来るのである

書記補の試験科目は左の如くである

一 必施科目

(5) 讀書 漢字交り文

(ろ) 作文 普通往復文記事文

(は) 筆蹟 楷書行書

(に) 算術 筆算(比例)、珠算(四則)

(ほ) 地理 本邦及び外國地理大要

(へ) 歴史 本邦歴史大要

二 選擇科目

(5) 外國語 讀方、譯解、會話、書取、

(ろ) 簿記 官用簿記(日記簿及び原簿)

(は) 電氣 通信技術

(に) 郵便及び小包郵便に關する法令

(ほ) 郵便爲替貯金に関する法令

(へ) 電信に関する法令

(と) 會計法及び會計規則

(ち) 刑法

以上の科目は所要に應じて一科目丈け科せらるゝのである前に述べた書記補試験は朝鮮の通信官署にも適用がある

第十 郡長、區長試験

郡長區長の採用試験は必要に應じて内務省で之を行ふのである此試験は減多に舉行されないが此試験に合格すれ

ば直に郡長又は區長に任用せらるゝのである

此試験を受ける者は満三十歳以上の者に限られて居る其科目は左の如くてある

- 一 就職すべき地方の風土、慣例及び物産
- 一 郡區長の職務に必要な法令
- 一 郡區長の職務に関する公文の立案

此試験は文官高等試験の例外であるから此試験に合格しても郡區長以外の高等官になる資格はないのである

第十一 警部看守長試験

警部又は看守長も普通文官であるから文官普通試験に合

格した者は警部又は看守長に任用せらるゝ資格あること
勿論であるが巡査から警部に採用し看守から看守長に採
用するに付ては特別の試験があるのである

巡査又は看守は先づ實務の成績が良好なる者は學術試験
を受けることが出来るのである實務の成績は監督官が絶
へず之を調査し其成績のよい者を選抜して學術試験を科
するのであるが其試験科目は巡査と看守とに付て幾分差
異がある

一 警部試験科目

(い) 憲法、行政法の大意

(ろ) 刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法

(は) 警察に関する諸法規

(に) 算術

(ほ) 外國語

二 看守長試験

(い) 監獄に関する諸法規

(ろ) 刑法、刑事訴訟法大要

(は) 會計法規の大要

(に) 算術

(ほ) 簿記

(八) 外國語

以上の諸科目中簿記及び外國語は便宜之を省略すること
になつて居る此試験に合格した巡查又は看守は直に警部
又は看守長に任用せらるゝことが出来るのである

第十二 宮内省判任官任用試験

之は宮内省の判任官たるに必要な試験であるが其施行
期日などは一定して居ない必要に應じて行はるゝのであ
る此試験に合格すれば宮内省全般の判任官となるので其
進路は極めて廣いのである

試験科目は文官普通試験と大同少異である即ち左の如く

である

- 一 法制 皇室典範、皇室令、宮内官制
- 二 經濟 經濟學の大要
- 三 讀書 國文訓點並に釋義
- 四 作文 假名交り文
- 五 筆寫 楷、行、草
- 六 數學 珠算、筆算
- 七 歴史 本邦及び外國歴史の大要
- 八 地理 本邦及び外國地理の大要
- 九 簿記 單記、複記

十 外國語 翻譯、會話、作文、筆寫

以上の科目は皆筆記試験であるが其中口述試験は一科目以上に就て之を行ふのである

第十三 巡查看守任用試験

巡査及び看守に任用せらるゝにも一定の試験を経ること
を要するは前に述べた通りであるが其試験は必要に應じ
て之を行ふことになつて居るので固より一定しては居な
いが此頃は年に數回行はれて居る趣である巡査の試験は
警視廳各府縣に於て之を行ひ看守の試験は各監獄に於て
之を行ふので試験委員は警部又は看守長である

巡査の試験科目は左の如くである

- 一 刑法、刑事訴訟法其他警察法規の概要
- 二 本邦歴史地理の大略
- 三 假名交り文、普通往復文
- 四 算術(加減乗除)
- 五 楷書、行書

尙此外に體格試験があつて左の體格を有することを必要とする

- 一 體質善良なる者
- 二 身幹五尺以上にして胸圍約身長の半に等しき者

- 三 兩眼共に視力三分の二以上にして辨色力完全の者
 - 四 聽力六尺の距離に於て低語を聽識し得る者
 - 五 言語應答明瞭にして充分の發聲に堪ゆる者
 - 六 精神完全なる者
- 次に看守の試験科目は左の如くである

一 刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄法等の大要

二 普通往復文、申告書文

三 算術(加減乗除)

四 楷書、行書

體格試験は右に述べたる巡查の試験と大抵同一であるが只一點相違の點は看守の體格試験には身幹四尺九寸以上で胸圍大約身長半に等しく呼吸縮長の差一寸以上の者なることを要する丈けである

第十四 執達吏任用試験

執達吏に任用せらるゝには一定の試験に合格したることを要するは前に述べた通りであるが其試験は地方裁判所に於て之を行ふので其時期は豫め一定して居ないのである

執達吏試験を受け様とする者は先づ區裁判所に於て少く

も六個月間執達吏の職務を修習し傍ら裁判所書記の職務を修習した上試験を願出づるのである職務の修習を願ふには兵役に關する證書と履歴書を添へて控訴院長に差出せばよいのである又試験を願ふには其修習地の區裁判所判事を経て控訴院長へ願書を出すのである

試験出願者のあつたときには司法大臣は地方裁判所又は區裁判所の判檢事中より試験委員を任命し其試験は筆記及び口述の方法に依つて之を行ふのであるが其科目は左の如くである

一 民事訴訟法及び刑事訴訟法中書類の送達及び執行

に關する規程

二 執達吏に關する諸法規

三 算術(加減乗除、分數、比例)

四 讀書、筆寫

試験の程度其他に付ては裁判所書記試験と略ぼ同一である

第十五 公證人任用試験

公證人任用試験は必要に應じて隨時之を行ふべきもので固より一定して居ないが試験のある毎に司法省に於て之を告示する筈である其試験科目及び試験の場所其他試験

料等に付ては未だ詳細なる規則の發布がないので之を詳述することは出来ぬが此試験は判検事試験及び辯護士試験と同じく矢張り司法省て之を行ふことになり試験科目も試験料も矢張り夫れと同様になると思ふ

舊試験規則に依れば試験の方法は筆記口述の二種て其試験科目は左の如くてある

- 一 公證人規則其他公證人に關する法律命令
- 二 民法
- 三 商法

又其試験委員は控訴院又は地方裁判所の裁判官二名檢事

一名とし司法大臣之を命ずることになつて居る

第十六 辯護士試験

辯護士試験は毎年必ず一回司法省に於て之を行ふのであるが其試験委員、試験科目、試験料及び出願手續などは前に述べた判事檢事登用第一回試験と全く同一である辯護士試験の行はるゝ時期は毎年七月頃から判事檢事第一回試験と同一の委員が之を行ふので之れまでの例に依ると同一の問題を出して雙方の試験を同時に舉行したのであるが此頃試験の時期及び問題を區別して一人て兩方の試験を受け得る様になつた然し試験の程度は判檢事

第一回試験と全く同様である

官吏の待遇

官吏は前に述べた通り種々なる特権があつて各其地位に伴ふ待遇を受けるのであるが其主なるものは俸給と恩給とである俸給は官吏が在職中其品位を保維するに必要な資料として國家から支給せらるゝもので之に依つて官吏は相當なる生活を營む事が出来るのである又恩給は官吏の老後に於ける生活資料として支給せらるゝもので一定の年數官吏として在職した者は退官後終生間俸給の幾

部を支給せらるゝのである以下少しく其金額を述ぶることにする

第一 俸 給

官吏の俸給は最高年俸一萬二千圓より最低年額百圓位まであつて種々なる階級に因つて其金額が數種に區別されて居る然し其種類は非常に多いので全部を網羅することは無論困難であるが大體を擧ぐれば左の如くである

- 一 親任官 親任官のことは前に述べた通り官吏の最上位であるから俸給額も一番多いのである

内閣總理大臣

年俸 一萬二千圓

官吏の待遇

各省大臣

年俸 八千圓

朝鮮總督

拓殖局總裁

鐵道院總裁

臺灣總督

年俸 七千五百圓

關東都督

樞密院議長

特命全權大使

年俸 六千圓

朝鮮副總督

樞密院副議長

年俸 五千五百圓

樞密顧問官

年俸 五千圓

二 勅任官

勅任官の主なる俸給額は左の如くてあ

る此内親任官と同一の待遇を受くるものゝあること

は前にも述べた通りである

會計検査院長

行政裁判所長官

年俸 六千圓

大審院長

帝國大學總長

北海道廳長官

年俸 一級 五千五百圓
二級 五千圓

内閣書記官長

官吏の待

法制局長官

拓殖局副總裁

鐵道院副總裁

鐵道院技監

各省次官

警視總監

東京大坂控訴院長、檢事長

樺太廳長官

府縣知事

朝鮮總督府道長官

年俸 五千圓

一級 四千五百圓

年俸 二級 四千圓

三級 三千七百圓

此外の勅任官は年俸三千圓以上五千圓以内で種々なる區別があるのである

三 奏任官 奏任官の俸給は其官名に因つて非常に多くの區別があるので容易に之を説明することは出来ぬが先づ一般に通して云へば奏任官の最上級が年俸三千圓で最下級が年俸六百圓である故に如何なる奏任官でも此範圍内に屬するのであるが官名の如何に因つて其最上級と最下級との年俸額に幾分の差異はあるのである最も主なる分のみを挙げれば左の如くである

(い) 最上級が年俸三千圓で最下級が年俸千圓の奏任官は左の如くである

各省各局の參事官、書記官、秘書官、事務官、理事、主理

行政裁判所評定官

判事、檢事

検査官

(ろ) 最上級が年俸二千五百圓で最下級が年俸七百五十圓の奏任官は左の如くである

稅務監督官、稅關事務官、稅關稅務官、稅務監守

官、稅務官

專賣局主事

監獄事務官

視學官

林務官、鑛山事務官、保險事務官、特許審査官、

各省各局の翻譯官、通譯官

警視

北海道支廳長

(は) 最上級が年俸二千圓で最下級が年俸七百五十圓の奏任官は左の如くである

官吏の待遇

陸海軍監獄長

朝鮮臺灣、關東州及び府縣の警視、典獄、翻譯官、

港務官

朝鮮、臺灣の税關事務官、監督官、事務官

(に) 最上級年俸千五百圓で最下級が年俸五百圓の
奏任官は左の如くである

鐵道院參事補、專賣局主事補、通譯

各部局、各府縣の事務官補

裁判所書記長

北海道、府縣の警視

(ほ) 最上級が年俸三千圓で最下級が年俸七百五十
圓の奏任官は左の如くである

各廳技師

陸海軍教授

文部省直轄學校教授

商船學校教授

四 判任官 判任官の俸給額は原則として左記の如
くであるが之には多くの例外はある先づ原則の俸給
額を示すことにする

月俸 一級九十五圓 二級七十五圓 三級六十五圓

官吏の待遇

四級五十五圓 五級五十圓 六級四十五圓
七級四十圓 八級三十五圓 九級三十圓
十級二十五圓 十一級二十圓

原則は右の如くであるが五年以上一級俸を受け事務に熟練して成績優等な者は月額百二十圓まで昇ることが出来る又警視廳・北海道廳・府縣及び監獄の判任官、稅務屬、專賣局書記はその最下級八圓まで下ることあり其他警部補の月俸は十五圓以上三十圓以下とし遞信省部内の各書記補の月俸は十圓以上三十圓以下とする等種々なる例外はあるのである

五 執達吏 執達吏も判任官の一種であるが其俸給は國家より之を支給せずして其取扱ひたる事件に付き當事者より手数料其他の實費を受くることになつて居る従て其収入は固より一定することは出来ぬが年額六百圓以上二千圓位の収入があるとの事であるから普通の判任官よりも利益は多いのである

六 巡查及び看守
巡查・看守の俸給は十二圓以上二十圓で孰れも部長になれば二十五圓まで給せらるゝのである此外被服料として二圓位支給せられ又非番の日に於て臨時勤

務に服した時には一日五十錢以内の手當を給せらるゝことになつて居る故に種々の収入を合算すれば初任者でも一个月二十圓位になるとのことである

又巡査から警部補になれば俸給も一ヶ月十五圓以上三十圓となり總ての収入も増加するのである

官吏の俸給額は大略上述の如くであるが此外精勤者には時々賞與があつて俸給の一个月分宛餘分に支給せらるゝのである又官吏が在官中不幸にして死亡したときには高等官は年俸三分の一、判任官は月俸三分の一を其遺族に給せらるゝのである

第二 旅費、手當及び交際費

官吏でも公吏でも俸給の外に特別の手當又は交際費を支給せらるゝことがある之れは一般の官吏公吏に給せらるゝのではなく特に費用を要する職に在る者に對して支給せらるゝのであるから一般に之を説明することは出來ないが多きは一萬圓以上に及び少きものでも數百圓宛支給せらるゝ趣である

又官吏及び公吏が旅行した時には夫れ／＼一定の旅費を給せらるゝことは前にも述べた通りであるが其金額は官等に依り種々なる區別がある大略左の如くである

外國旅費即ち公務を帯び又は轉任の爲め外國へ旅行する
ときには左の割合で旅費を給せらるゝのである

	宿舎料		食卓料	日當	支度料
	諸外國	支那朝鮮			
親任官	十二圓七	圓	一圓七十錢	六圓	七百圓以内
勅任官	十圓半錢	六圓	一圓半錢	四圓半錢	四百半圓以内
奏任官	九圓	五圓	一圓二十錢	三圓半錢	三百半圓以内
判任官	七圓半錢	四圓	九十錢	二圓	二百圓以内
傭員	六圓	三圓	六十錢	一圓	百圓以内

次に内國旅費即ち公務を帯び又は轉任の爲め國內を旅行
する場合には此の割合で旅費を給せらるゝのである

	鐵道賃		船賃		車馬賃		宿泊料		日當		食卓料		移轉料	
	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一夜	一日	一日	一夜	一日	一夜	一日	一夜
親任官	六錢	七錢	五十錢	六圓	四圓	二圓	百圓以内							

勅任官	五錢	六錢	四十錢	三圓五	二圓五	一圓七	七圓以内
奏任官等以上	四錢	五錢	三十錢	二圓五	一圓三	半圓以内	
奏任官等以下	四錢	五錢	三十錢	二圓	一圓三	半圓以内	
判任官	三錢	四錢	二十錢	一圓五	九十錢	三圓以内	

之は一般の官吏に共通の旅費額であるが之には澤山の例
別がある例へば宮内官の如きは此表よりも其額が多く又
警察官の旅費額も此表より幾分多くなつて居る一々之を
掲げることとは煩はしいから之を省略するが大抵右の旅費
額を標準とすればよいのである

又公吏の旅費額も多少の區別はあるが右に掲げた各官吏

の旅費額と大同少異であると思へば宜しいのである

第三 恩給及び遺族扶助料

恩給は前に述べた通り官吏の退職後に於ける生活資料である在官中は其身分に伴ひ相當の生活を營まなければならぬから十分退官後の生計を立てることは困難である夫れて恩給の制を設けて老後の生活に顧慮することなく専心國家の爲めに盡瘁することの出来る様にしてあるのである

恩給の規定は文官と武官とで大に相違がある以下其大略を述べることにする

一 文官恩給

判任官以上の文官が在官十五年以上に達し年齢六十歳を超へ其他疾病に因り退官を許され又は官の都合に因り退官した時には終身間恩給を給せらるゝのである之れは普通の原則であるが公務上傷痍を受け又は健康を害したる爲め退官するに至つた時には在官年數の如何に拘はらず終身恩給を給せらるゝのである満五年以上國務大臣の職に在りたる者も終身恩給を支給せらるゝのである

恩給の金額は退官當時の俸給と在官年數とに依つて

之を定むるので全般に通じて其割合を定むることは出来ぬが最も少いのが俸給の四分の一で在官年數が多いに従て其割合が多くなることになつて居る又公務上傷痍を受け又は健康を害した爲めに退官する場合には一層多くの割増があるのである

右に述べた恩給年限に達せざる場合でも在官滿一年以上にて退官した者には矢張り一時賜金を給せらるゝのである其金額は退官當時の俸給半ヶ月分を在官年數一個年に當て其年數に應じて計算するのである以上は官吏が退官後に支給せらるゝものであるが官

吏の死亡した場合には遺族にも一定の扶助料を支給せらるゝのである此扶助料は在官十五年以上の官吏が在官中死亡した時、在官十五年未滿の官吏が公務の爲め死亡した時、退官後恩給を受けつゝある者が死亡した時に其遺族に支給せらるゝもので其金額は其官吏の死亡當時に於ける恩給金額の三分の一である又在官十五年未滿の官吏が公務の故に非ずして死亡した時には矢張り遺族に一時の扶助金が下るのである其金額は俸給年額百分の一を在官年數に乗じた額である

二 軍人恩給

軍人恩給には退職恩給、免除恩給、増加恩給の三種ある退職恩給と云ふのは現役十一年以上にして傷痍又は疾病に因り退職したるとき、公務の爲め傷痍を受け退職したるとき、其他官の都合で退職した准士官以上の軍人に支給せらるゝものである免除恩給と云ふのは下士以下に支給せらるゝもので増加恩給と云ふのは公務の爲め重大なる疾病又は傷痍を受け退職した場合に増加する恩給である其他遺族扶助料一時賜金等の事は文官恩給と大抵同一であるから茲に

は總て其説明を省略する詳細は文官恩給に付き述べた所を参照すれば判明すると思ふ

畢

明治四十四年十月三日印刷
明治四十四年十月七日發行

(官途案内)

(正價三十錢)

著者 新橋誠夫

發行者 三橋彦次郎

印刷者 白土幸力

東京市神田區駿河臺
北甲賀町十番地

不許複製




發行所

東京市神田區駿河臺
北甲賀町十番地

明治堂書店

東京市神田區美土代町二丁目一
番地 三光堂印刷



266
562

